

No.	コメント内容	コメント回答
2643	1204-火災1 ・[11.3-設2]P177仕様表 表イ設-2熱交換器(UO2F2貯槽)について、「熱交換器(表面)には不燃性材料を用いる」と記載しているが、5次設工認の際には熱交換器(循環貯槽)において「主要な構造材には不燃性材料を用いる」と記載していた。今回の申請で不燃性に関する記載を表面に限定したのはなぜか。設計の考えに違いがあるのか説明すること(※P188仕様表 表イ設-7熱交換器(調液貯槽)についても同様)	熱交換器の不燃材使用箇所は表面のみであるため、不燃材の範囲を明確にするよう、記載の適正化を行ったものです。なお、記載の適正化のみであり、設計の考え方の変更はありません。
2644	1204-火災2 ・[11.3-設4]P5220、5244について、ウラン粉末を取り扱う設備・機器における遮熱板の設計は説明されている(P5220の②)が、溶液を扱う機器についての説明がない。溶液を扱う機器(例えばUO2F2貯槽)も粉末を扱う機器と同様な考えの遮熱板を用いるのか説明すること	潤滑油を有する機器のうち、油火災によってウランの閉じ込め機能部へ影響する場合は、溶液を扱う機器についても遮熱板を設置する設計としております。なお、UO2F2貯槽や再生液貯槽に対する火災影響評価については、事業許可時と異なり遮熱板を設置する設計へ変更したことから、粉末取扱い機器に対する評価結果を示すこととしています。
2645	1204-火災3 ・[11.3-設4]P2472～ 図イ設-11 遠心分離機(洗浄用)について、ポンプの配置が図面からわかりにくいので説明してほしい(そもそもP2477、2479がポンプの図面という理解で良いか)。P2476(図イ設-11(5/8))で上面に遮熱板と書かれた箇所があるが、この下にポンプがあるのか。また、遮熱板が上部のみで良い設計(=左右の遮熱板が不要である)の考え方について説明すること。	P.2473(図イ設-11(2/8))に記載している洗浄モノポンプがオイルパンを設置するポンプです。また、洗浄モノポンプの詳細をP.2477,2479に記載しております。洗浄モノポンプは遠心分離機オイルパンの下部に設置しています。オイルパンの側面も遮熱板(蓋)同様に、火災の影響を抑制させる効果があるため、オイルパンの蓋部部分を遮熱板と定義しています。
2646	1204-火災4 ・[11.3-設4]P210 図イ設-16ろ液分離槽はポンプが構成機器に含まれるが、オイルパン・遮熱板は不要か。	当該ポンプは摺動部、作動部にグリスを使用するものであり、グリスは火災源ではないので、オイルパン・遮熱板は不要です。
2647	1204-火災5 ・P431材料一覧表 別表イ設-2(熱交換機)について、「部位」の列において「主要な構造材」の記載がない。他の設備では、主要な構造材、ウランを取り扱う部位、その他といった区分をしているが、どのように整理をしているのか	社内ルールにて、耐震評価に使用している部位(柱、梁などを)を「主要な構造材」として材料表に記載しております。熱交換器は、剛体として、据え付け部のみを評価しているため、主要な構造材には記載していませんが、ウラン取り扱い部位として、熱交換器の材質を記載しています。
2648	1204-火災6 ・P431材料一覧表 別表イ設-8(沈殿槽)について、流量計は□(フッ素樹脂)を用いているとしている。他の機器の記載を確認すると単純に「フッ素樹脂」と記載されているが、記載を変えている理由を耐熱性能の違い等分かるように説明すること。	両者ともフッ素樹脂を指し示していますが、その他資料に記載している「フッ素樹脂」の表現に統一を図ります。
2649	1204-火災7 P452材料一覧表 別表イ設-23金属容器(溶液・スラリー)について、*で2次申請の別表へ設-2(7/24補正申請三原燃第19-0257号P208金属容器(粉末))を引用している。(これは、今回申請した容器が2次申請の金属容器(粉末)と同様の材質・形状ということを示しているという理解か)で良いか。その場合2次設工認で申請の金属容器(粉末)にはパッキンの記載があるが、今回の容器には含まれないのか説明すること。	{69}金属容器(溶液・スラリー)については、今回新たに申請する設備であり、注釈は不要ですので、記載を適正化致します。
2650	1204-火災8 (ウラン回収第1系列・第2系列) ・p335ウラン回収設備(第1系列)の乾燥機。仕様書の火災に係る設計に「[11.3-設3]火災によるケーブル損傷で機能を喪失した場合は安全側に動作する」がないのは何故か。P231の乾燥設備の乾燥機にはある。両者の違いは。	ウラン回収設備(第1系列)の乾燥機は、水蒸気加熱であり、温度は供給する水蒸気温度以上にならないため、インターロックは不要としています。一方、乾燥設備の乾燥機は電気加熱式の乾燥機であり、ヒータ容量が大きく過加熱の可能性があるためILを設置し、ケーブル損傷で機能を喪失した場合は安全側に加熱を停止する設計としています。ケーブル損傷時の動作については、火災説明書(P5212)に記載しています。
2651	1204-火災9 (P1803等)主要な構造材に記載がないものがあるが、主要な構造材の定義は何か。火災の条文要求との関係でケーシング等は入らないのか。	材料表で記載している「主要な構造材」は耐震評価に使用している部位(柱、梁など)を示しております。一方で、仕様書の火災の項目では、火災の観点での「主要な構造材」を意図して記載しております。なお、ご指摘の給気ファンのケーシングについては、耐震上の主要な構造材と区別して、材料表のその他に記載しております。
2652	1204-火災10 ロータリーキルン[94]、ガスヒータ[97]、仕様表において、[11.5設1]安全ガス(窒素ガス)を用いた漏えい確認により水素ガス漏えいを防止するとしているが、運用の説明であり、設計の説明となっていない。	運用に関する記載が混在しておりましたので、ソフト管理として記載を削除するとともに、保安規定で記載する旨を説明書に記載させていただきます。

No.	コメント内容	コメント回答
2653	1204-火災11 リサイクル粉投入ボックス[89]、仕様表(P249)[11.3-設1]フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。グローブも不燃・難燃性材料とするなどの措置が必要でないか、その説明が添付説明資料(P5204)及び材料一覧(P480)にないため追加すること。	グローブの材料は[]です。一般的には[]は難燃性を示す材料とされていますが、添付説明書-設2においては、酸素指数26以上のエビデンスデータが無いため、可燃性として扱ってまいりました。今回ご指摘を踏まえ、閉じ込めバウンダリを形成するグローブについても難燃性であることを示す、グローブの材質を変更する、使用時以外は不燃シートをかぶせる等、適切な対処方法を検討し、補正申請時に反映します。
2654	1204-火災(廃)1 (設備/気廃(5)「火災」) ・塩化ビニル製の排気ダクトは耐火性向上のため、不燃の鋼製にするとのことであるが、SUSの被覆とするのか、鋼製のみでは耐腐食性は十分か？(5,229頁)	「火災対策のため、ダクトの材質を不燃性材料に変更する。」改造を行った箇所は、耐腐食性が要求されている部位ではなく、難燃性の塩化ビニルから不燃性の亜鉛メッキ鋼板に変更しております。
2655	1204-火災(廃)2 (設備/気廃(5)「火災」) ・給気ファン、排気ファンは潤滑油や作動油は使用しないのか？(添説設2-4.1表に反映無し5,226頁)また火災源の評価は済みか？	ご指摘の通り潤滑油をファンの軸受け部に使用しているものがあります。対象ファンは火災源の評価を実施し、P.5229に示す通りオイルパン及び遮熱板を設置する設計としております。
2656	1204-火災(廃)3 ・許可添5-51頁に記載の火災の影響低減として、1種管理区域からの排気ダクトが高性能エアフィルタを通る前に非管理区域を通過する貫通部分の耐火シール施行の設計は有るのか？どこ部分に記載があるのか？	今回の設計変更により、第1種管理区域からの排気ダクトが高性能エアフィルタを通る前に非管理区域を通過するダクトはなくしております。
2657	1204-溢水1 ・溢水による電気火災の発生防止のために配線用遮断器を設置する設計を記載しているが、建物の設計[12.1建6]と設備の設計[12.1設7]を、どのように整理して記載しているのか。	[12.1建6]は非常用照明など建物付随する設備の配線用遮断器を記載したものです。一方、[12.1設7]は、申請対象設備の配線用遮断器を記載したものです。
2658	1204-溢水2 ・保安秤量器(ウラン管理1,2) P1987 仕様表(一般仕様 その他性能)に記載の最大秤量値の単位は、測定精度を踏まえた記載となっているか。(gではなく、kgで標記すべきではないか。)	測定精度を踏まえて、秤量器毎にgとkgを使い分けて記載することと致します。
2659	1204-溢水3 P1988 仕様表(溢水による損傷防止) ウラン管理1,2の秤の電源は、電池だが、電源に接続され、配線用遮断器に火災防止を期待するのか。	配線用遮断器を設置する対象は、保安秤量器(3)、(4)なので、仕様表に対象秤量器が分かるように記載いたします。
2660	1204-溢水4 ADUバグフィルタ[86](図面P2550)、(自明であるが)溢水高さ以上に設置していることが寸法として見えないため、下端のフランジ部の高さを示すなどしたほうが良いのではないか。	ウランの高さが、溢水高さ以上であることが明確であるものは、ユニット寸法図から読み取れますので、機器図には記載しておりません。
2661	1204-溢水(建)1 P1103 表へ建-1-1 ・仕様表原料貯蔵所を溢水による防護対象施設としないのはなぜか。 ・臨界防止の観点から、シリンダ貯蔵ピットを防護対象とすべきではないか。 ・火災の発生防止の観点から、電気火災を想定しないのはなぜか 【原料貯蔵所が溢水防護対象施設となる場合】 ・溢水源はあるか。溢水量がどの程度見込まれるか ・臨界防止、電気火災防止の設計仕様を示し、認可基準の適合性を説明すること。	原料貯蔵所には溢水源となる配管、タンク等がないため、防護対象設備とはしておりません。なお、シリンダ貯蔵ピットに収納しているUF6シリンダは、臨界解析の結果、水没しても未臨界となる評価結果(次回以降申請)です。上記については添付説明書に追記します。

No.	コメント内容	コメント回答
2662	<p>1204-溢水(建)2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(P4,627)事業許可では「使用電圧が高い幹線動力用ケーブルに接続する制御盤の設備高さについては、設備高さを没水許容高さより高くする設計とし、、、」とあるが、シリンダ洗浄棟の制御盤はこれに該当しないのか。(「火災防護対象施設は没水許容高さより高い位置に設置する。」と記載はあり、同じ意味なのか?) ・(P4,882)排気設備(排風機、制御盤)には被水防護カバーを設置するとあるが、シリンダ洗浄棟の制御盤も該当するか。仕様表には記載がない。設置するのであれば使用材料を明記すること。 	<p>シリンダ洗浄棟のケーブル、制御盤は100V及び200Vだけであり、「使用電圧が高い幹線動力用ケーブルに接続する制御盤」には該当しません。ただし、許可に記載した「それ以外の制御盤は配線用遮断器を設置する設計とする。」に該当するため、許可の記載(11-9)を満足する設計としていることを記載しています。</p> <p>シリンダ洗浄棟の制御盤は該当しません。ウォークダウンした結果、被水のリスクがある排気設備(排風機、制御盤)には被水防護カバーを設置することとしております。</p>
2663	<p>1204-溢水(建)3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2廃棄物処理所(耐震分類2類)とシリンダ洗浄棟(耐震1類)は同一溢水区画(7-1)としているが、シリンダ洗浄棟からの溢水は1類の建物内で堰(1類)を設けるように許可の設計思想を維持するべきではないか?再検討の上、正当性を説明して下さい。(許可との相違点リスト4,257頁) 	<p>第2廃棄物処理所とシリンダ洗浄棟を同一の溢水区画としておりましたが、再検討の結果、シリンダ洗浄棟と第2廃棄物処理所の耐震重要度分類は異なるため、それぞれの建物を独立して安全機能を確保するように見直します。具体的には、シリンダ洗浄棟の溢水がシリンダ洗浄棟外に流出することがないように、第2廃棄物処理所との境界に耐震重要度分類第1類の堰を設けることとします。また、シリンダ洗浄棟の内部火災影響評価についても、シリンダ洗浄棟と第2廃棄物処理所を別個の火災区域として、各建物が独立性を確保できるようにします。その他の安全機能は、全て独立しております。</p>
2664	<p>1204-溢水(廃)1 (設備/気塵(5)「溢水」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外のスクラバは漏えい拡大を防止するための堰を設置しない理由は? 	<p>漏えい拡大防止の堰の設置の目的はウランを含む可能性のある液体(液体廃棄物)を第1種管理区域から外部へ漏えいさせないことです。当該のスクラバは、高性能エアフィルタを通過後の排気系統に設置しており、含まれる液体はウランを含んでおりません。したがって、堰の設置は不要です。</p>
2665	<p>1204-遮蔽(建)1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P4896 添付説明書-建9 添説建9-8図 スカイシャイン線の遮蔽板(燃料棒貯蔵棚(1),(2))について、建物側で遮蔽効果を期待する遮蔽板を申請しているのか。設備側で申請していることを意図したものか。他の設備(燃料集合体貯蔵棚等)は無いのか? 	<p>燃料棒貯蔵棚(1),(2)の遮蔽板はスカイシャイン線遮蔽用として設備の一部として申請しています。遮蔽評価はこの設備の遮蔽板および建物全体の遮蔽能力を含めてトータルで評価しています。また、同様な意図で設備側で申請している他の設備はありません。</p>
2666	<p>1204-臨界1 (P3343)UO2ペレット貯蔵設備ポート(焼結)用台車(2)の図面に関して、スペーサ距離が190とされているが、容器2種類のうち厳しい方の距離になっていないのではないか。</p>	<p>寸法引き出し位置を修正し、寸法値を修正します。</p>

No.	コメント内容	コメント回答
2667	<p>1204-臨界2 P320 表イ設-69 溶解槽仕様表 P2817 図イ制-28 溶解槽比重高IL図 P5199 添付説明書一設1付録5 添付説明書(基本方針書)の記載については、委員会決定事項に沿って、簡潔でわかりやすい記載となっています。一方、設計仕様については、認可基準適合性の観点で疑義が生じています。次の点を確認してください。 ・設計番号[18.2設12] 溶解槽比重高ILについて、IL設定値の考え方を説明してください。 ・IL設定値が、認可基準(許可及び技術基準)に適合したものであるか再確認して下さい。</p>	<p>溶解槽へは、上流の原料フードボックスからウラン粉末を投入します。 事業許可に記載のとおり、資格認定された運転員二人により投入量が核的制限値(17.5KgU、UO2(NO3)2溶液の場合、25kgU)以下となることを確認して運転を行っております。 加えて、原料フードボックスへのウラン投入量については、[160]原料フードボックス質量高インターロックを設置し、ウラン投入量を核的制限値(17.5KgU、UO2(NO3)2溶液の場合、25kgU)以下となるように管理する設計としています。 また、更なる臨界防止設計として、[164]溶解槽比重高ILを設けています。[164]溶解槽比重高IL設定値は、万一ウランが追加投入される異常状態においても、ウラン投入量が推定臨界下限値(35KgU、UO2(NO3)2溶液の場合50kgU～70kgU*)を上回らない値に設定し、未臨界を達成する設計としています。 *弊社事業許可では50kgU、臨界安全ハンドブック第2版によると70kgU</p> <p>ただし、事業許可には、インターロックにより核的制限値を逸脱しないことを基本方針としておりましたので、制限値及びセット値範囲を見直し、補正申請において反映させていただきます。</p> <p>なお、インターロックの設定値として、事業許可の基本方針、制限値を逸脱したするものはご指摘いただいたもの以外はありません。</p>
2668	<p>1204-臨界3 ●保安秤量器 P1982 仕様表(臨界防止):[4.2-設6]次回表が添付されていない。次回以降申請に係る括弧内の記載は領域間の干渉であり、建物側と設備側のどちらの設計で整理しているのか。 ・設備・機器(秤量器)については、工場棟領域内の複数ユニットの設計仕様を記載する。(該当する場合)</p>	<p>補正にて、[4.2-設6]を「次回以降の申請にて適合を確認する範囲の仕様表」に記載致します。 領域間の干渉については建物側で整理します。ただし、必要離隔距離はユニットの大きさから決まるため、領域区分内に設置する臨界評価対象設備・機器に対して[4.2-設6]を付番しております。 秤量器について、添設設1-2-4表(p5055)にて、移動中の台車の評価に包絡されると記載しており、台車と同様、[4.2-設2]の複数ユニットの設計仕様を追記致します。</p>
2669	<p>1204-臨界4 P4526/P4686他 離隔距離による隔離により領域同士が干渉しないことの設計仕様を、秤量設備など(他多数)の設備・機器の仕様表に記載しているのはなぜか。</p>	<p>上述同様、必要離隔距離はユニットの大きさから決まるため、領域区分内に設置する臨界評価対象設備・機器を対象としております。(必要離隔距離の設定の説明についてはp4687を参照)</p>
2670	<p>1204-臨界5 P1987 仕様表(一般仕様):取り扱う核燃料物質の状態に、ペレットが含まれていない。</p>	<p>取り扱う核物質の状態にUO2ペレットを追記いたします。</p>
2671	<p>1204-臨界6 P3325 スクラップ貯蔵棚と天井との間隔、スクラップ貯蔵棚と南側壁面の間隔に制限値はないのか。</p>	<p>臨界評価モデル(P5081～5082)に基づき、天井と上から2段目の収納容器の距離93.1cm以上の制限があることの注釈を図へ設-18(1/3,2/3)に記載します。 スクラップ貯蔵棚と南側壁面の間隔は(壁面に密着した状態で評価しているため)制限がありません。</p>
2672	<p>1204-臨界7 ・[4.1設7]仕様表P198遠心分離機(洗浄用)、仕様表P218清澄液受槽が『[4.1設7]ウラン溶液を取り扱う設備・機器は全濃度で未臨界とする。』が該当しないのはなぜか。清澄液受槽は液体廃棄物しか扱わないため不要という考えでも、遠心分離機(洗浄用)はUO2(NO3)2溶液を扱うとしているため、該当するのではないかと説明すること。</p>	<p>遠心分離機はADUを分離します。臨界評価上は2つの領域に分けます。まず、ADUが入ってくる部分については、全濃度での臨界評価を行います。一方、分離後の清澄液側の部分についてはウラン濃度は十分に低いため、事業許可の臨界評価モデル(添五-168)では、分離後の清澄液側は全濃度では評価していません。 清澄液濃度は評価条件を十分満足します。 なお、遠心分離機をクリーンアップする際に硝酸を使用するため、遠心分離機よりウランを抜き出した後の機器に付着する少量のウランを溶解する際に硝酸ウラニルが発生しますが、十分低濃度でのウラン取り扱いであり、評価条件を満足します。</p>

No.	コメント内容	コメント回答
2673	1204-臨界8 ●分析装置関係 P5034～ 添付説明書-設1-2他 ・工場棟領域と加工棟領域の複数ユニットの評価(立体角評価)は、領域内の全ての設備・機器を対象としているか。(今後、追加申請予定の設備機器はあるか) ・P5056 立体各評価結果が変更となっているものがある。それはなぜか。	全ての臨界評価対象設備から立体角評価のモデル対象を選定しております。工場棟領域では添設設1-2-4表(p5040～)に、加工棟領域では添設設1-3-1表(p5086)に、立体角評価の対象設備・機器に対してのユニット設定を示しております。追加申請予定の設備・機器はありません。 立体角評価結果の変更については、ウランの滞留する部分の範囲を踏まえて適正化を行ったためです。
2674	1204-地盤1 (P1615) 気体廃棄設備(2) 給気ファン(1)が屋外サポート基礎に設置とあるが、当該設備は屋内設備であり、誤りではないのか。	ご指摘の通り、(P1615) 気体廃棄設備(2) 給気ファン(1)に記載の給気ファンはすべて屋内に設置してあるので、適切な記載に修正いたします。
2675	1204-地震1 ◆No2603(1120地震1)(11/23付コメント反映案) ・p44～47波及的影響を考慮する設備の抽出の考え方について説明のこと。又、対象設備については、評価すべき上位の地震力を示すこと。(仕様表を含む)。 (非該当と思われる機器もあるが。又、対象設備が3類の場合、上位の地震力では1類か2類かが不明) ・P43下から2～3行目「波及的破損を及ぼさないことを確認した設備・機器を・に示す」→「波及的破損を考慮すべき設備・機器」ではないか。	・波及的影響を考慮する設備の抽出の考え方は、損傷により転倒したとして、周囲にある上位の設備に届く距離にある設備としています。 波及的影響を受ける上位の耐震重要度分類を仕様表及び添付説明書に示します。 ・挿入。"波及的破損を考慮すべき設備・機器"に修正します。
2676	1204-火災(廃) 材質変更するダクトについて、どの火災源からの影響による変更なのか明確にすること。	拝承いたします。仕様表と火災の添付説明書に記載することを検討いたします。
2677	1204-地震3 ・大型混合装置(1)(図P2951) 大型粉末容器のボルト固定(*2)は、容器落下防止とあるが、地震時の転倒防止機能も有しているのではないかと。又、固定部より粉末容器の重量が大型混合装置に水平荷重として作用するが考慮されているか。(図面上、容器が浮いてみえるがなぜか) ・繰返し粉投入ボックス(P2946)も上記同様コメント。又、容器の固定方法の記載がないので説明のこと	・大型混合装置(1)の機器図に示す"ボルト固定(*2)"は、地震力を含む外力に対し、落下防止の機能を有しています。このことを、添付説明書-設6-1で評価しています。大型混合装置(1)は大型粉末容器を混合するために、持ち上げる構造となっており、持ち上げた状態を図示しております。 ・繰返し粉投入ボックスを示す機器図に見えている大型粉末容器は、紙面奥側にある大型混合装置によって持ち上げられている状態が投影されて示されているものです。繰返し粉投入ボックスで支持するわけではありません。したがって、繰返し粉投入ボックスに荷重は作用しません。
2678	1204-地震4 ・大型粉末容器用台車(P3303)のアウトリガー、補助輪間の(必要)寸法を記載のこと。又、他の搬送機器(仕上がりペレット貯蔵棚用台車等)に対して同様の転倒防止策は必要ないのか。	拝承。転倒防止機能を確保するためのアウトリガー、補助輪間の寸法を記載します。また、搬送台車等の落下防止対策については、添付説明書設6-1の方針に記載の通り、作業員が搬送物を落下(転倒)しないように搬送しますが、大型粉末用台車のように背の高い重量物を搬送する台車など転倒の恐れがあるものについては転倒防止を考慮します。なお、仕上がりペレット貯蔵棚用台車に対して転倒防止のための改造は必要ありません、その旨添付説明書設6-1に追記します。
2679	1204-地震5 No.2620(1120-閉込6) シリンダ貯蔵架台のシリンダ固定用チェーンの転倒防止は閉込め機能の観点で説明されているが、地震時の転倒防止機能も有しているのではないかと。(大型粉末容器貯蔵架台の容器固定用チェーンも同様コメント)	シリンダ貯蔵架台のチェーンは、地震力を含む外力に対し、落下防止の機能を有しています。この評価結果を、添付説明書-設6-1に追記します(No.2620参照)。 なお、大型粉末容器貯蔵架台のチェーンについても、上記と同様に、地震力を含む外力に対し、落下防止の機能を有しています。これについては、既に添付説明書-設6-1に示しています。
2680	1204-閉込1 p5620～5622。堰(ウラン回収第1系列)、堰(ウラン回収第2系列-1)、堰(ウラン回収第2系列-2)の設計の根拠として、堰内の各設備の保有液量が記載されているが、仕様表から読み取れないものがある(例:p336洗浄液受けポット、p352ろ過機(廃液用)、p402仕上げる過器)	拝承。有効容積を仕様表に記載することとします。

No.	コメント内容	コメント回答
2681	1204-閉込2 ロータリーキルン[94]、仕様表の変更内容では、閉じ込め性強化のためにインターロックを設置、強化するとあるが、閉じ込めの欄ではインターロックについて記載がない。	拝承。火災防護、臨界管理強化も目的として含まれるのでそれらがわかるように、仕様表の記載を適正化します。
2682	1204-閉込3 ADUスクラバポンプ停止警報設備[82]、添説設6付録1-2表(P5589)には(運転員による洗浄設備の運転停止動作)とあるが、添付説明資料(P5460)スクラバの循環水が停止(循環ポンプ停止)した場合、警報(添説設6-4図のA部)を発し、運転員に乾燥機の運転停止動作を促す。としている。洗浄設備とは乾燥機を指しているのか？もしくは一方が誤記か？	拝承。警報発報時には、乾燥機を停止しますので、閉じ込め説明書の記載を適正化します。
2683	1204-閉込4 ADUバグフィルタ[85](仕様表P243)、[10.1-設23]によりバックアップフィルタのある排気系に接続されているが、バックアップフィルタのない排気系にも接続している。多量のウラン粉末が後者の排気系に移行することを防止する措置(弁の設置及び切り替えの運用)について、添付説明資料(P5457)に説明を追加すること。	拝承。添付説明書に使用方法について追記します。
2684	1204-閉込5 (P277、281) [127]粉末輸送装置②、 [130]粉末充填ボックス [10.1-設53]について添付書類の基本方針書に説明がないため説明すること	拝承。説明を追加します。
2685	1204-閉込6 (P427) [245]回転混合器、[118]サンブラ、[127]粉末輸送装置② その他 [245]回転混合器の仕様表では、パッキンについて閉じ込め機能の対応[10.1-設2]について記載されているが、別の設備(例えば、[118],[127],[130]...)では記載されないのはどのような整理か。仕様表、材料一覧、図面等ともに。	10.1-設2は容器として蓋をして閉じ込めている場合(容器として保管)に記載、10.1-設51は、設備をフードボックス内などで扱っている場合の設計であるのでガasket材質は記載しないとして申請書を記載しています。
2686	1204-警報1 (P1615)給排気ファンの起動停止インターロックは警報設備等の条文には該当しないのか。(その他設備のインターロックについても同様)	当該のインターロックは、作動しても警報が発報しないため、警報設備等の要求に該当しないと考えて、仕様表の「閉じ込め機能」に設計番号を記載しておりました。一方、技術基準18条2項についても該当するため、「警報設備等」にも設計番号を追記いたします。
2687	1204-その他1 (P3353)金属缶用台車(1)について、図面上で、容器はどちら側を長辺でおいているのか、縦が長辺だとすると寸法が足りないのではないか。	寸法引き出し位置を修正し、寸法値を修正します。
2688	1204-その他2 (P1206、P3352)最大貯蔵容量に関して、金属缶30と仕様表には書いてあるが、図面では最大96個している関係は何か。	仕様表の記載を金属缶×96に修正致します。
2689	1204-その他3 (P2588,P471) [117]大型混合装置 材料一覧に書かれている材料は材料の記載としてよいか。また、図面と整合しているか。	該当部は、ハイテンションボルトを使用しており、現状の記載F10Tは強度規格を示すものなので、材質としては不適切ですので、鉄鋼と記載させていただきます。
2690	1204-その他4 (P5210)パーツフィーダ(1)、(2)、(3)について、申請において不燃性又は難燃性として位置付けていない[]を用いるとしており、添説設2-1.2表の注10では、その理由として、パーツフィーダ(1)(2)(3)は機器を囲うフードボックス内であることから[]が火災の発生源となることはないためとしているが、理由の説明が明確でない。	パーツフィーダ(1)、(2)、(3)を運転中は、[]を用いるパーツフィーダボウル内に水が張られている状態のため、火災源の発生源となることはないことを添付説明書に記載いたします。
2691	1204-その他5 (P4535)「工場棟成型工場連続焼結炉[318]、加工棟成型工場連続焼結炉[408]の窒素ガス配管系統の一部を構成する窒素ガス供給設備は、十分な支持性能を有する建物壁に設置する。」とされているが、仕様表(連続焼結炉(工場棟、加工棟))では、「圧力計、電流継電器)は耐震強度を有する設備・機器により支持される。窒素ガス供給装置は十分な支持性能を有するコンクリートサポートに設置する。」とされている。	仕様表の記載を「窒素ガス供給装置は十分な支持性能を有する工場棟成型工場の壁面に設置する。」に修正致します。

No.	コメント内容	コメント回答
2692	1204-臨界(建)9 ●原料貯蔵所 P1096 仕様表 臨界防止 : 許可P63, P150 シリンダ貯蔵ピットの核的制限値として、「(UF6シリンダ) 濃縮度5%以下、H/U=0.088以下」の記載がない。許可に併せ、核的制限値を記載すること。	「シリンダ貯蔵ピット」の設備仕様表を追加して、「核燃料物質の臨界防止」に核的制限値を記載いたします。
2693	1204-遮蔽(建)2 ●原料貯蔵所 P1096 仕様表 その他の構成機器: 「遮蔽壁」が記載されているが、位置、構造が図示されていない。また、安全機能一覧、添付説明書-建9(P4893)等の関連書類にも記載がない。求められる安全機能を仕様表に明記し、位置、構造・強度・機能・性能を図示すること。 P2197 図へ遮-1 8-9通り間の壁に期待する安全機能は何か。(確認) 当該壁に安全機能を求めない場合、安全機能を有する施設に波及影響がないことを説明すること P2171 図へ建-1-2 表中遮蔽に「○」がない。P2197図へ遮-1遮蔽関係図と一致しない。	原料貯蔵所の8-9通り間の壁に期待する安全機能はありません。過去の事業許可で遮蔽機能を期待していたため、仕様表に「遮蔽壁」との記載をしましたが、現行の事業許可では壁を増し打ちしたため遮蔽機能を期待していません。仕様表の「その他の構成機器」から「遮蔽壁」の記載を削除いたします。 また、当該の鉄筋コンクリートの壁は建物と同じ耐震重要度分類の地震力に対して損傷せず、安全機能を有する施設に波及的影響を及ぼすことはありません。 P2171 図へ建-1-2 については、11/20に同様なコメントを頂いており、修正いたします。
2694	1204-工事(建)1 ●原料貯蔵所 P1096 仕様表 一般事項(その他の性能) : 許可P150 原料貯蔵所内の核燃料物質の最大貯蔵量(天然ウラン、濃縮ウラン(ウラン粉末、ウランペレット)を含む)が記載されていない。最大貯蔵能力をどこに、どのように記載するのか。	「[487]シリンダ貯蔵ピット」の設備仕様表を追加し、「その他事業許可で求める仕様」に最大貯蔵能力を記載いたします。
2695	1204-工事(建)2 ●原料貯蔵所 P2201 図へ配準-2 既認可の設工認で取外すこととした非常用設備(該当する場合)の仮置き場所の記載がない。また、取り外し後仮置き、又は代替措置中の設備機器の復旧工事を、今回申請するのが記載がない。	既認可の設工認で取り外すこととした非常用設備は原料貯蔵所にはありません。原料貯蔵所で取り外し又は代替措置中の機器の復旧工事については、p.1902~1906の工事フローに示す通り、今回の申請で実施する予定です。 なお図へ配準-2に示す一時仮置き場所は準備工事を対象としており、今回の申請にて取り外し又は代替措置中の機器の保管が明記されていないため、今回取り外す設備・機器についても、先の一時仮置き場所に保管する旨を注記します。
2696	1204-工事(建)3 ●原料貯蔵所 P2186 図へ建-1-6 原料貯蔵所平面図他 許可P143 二.(2)原料貯蔵設備の表 備考欄の注1)で、「UF6は輸送容器に収納し、(外運搬規則に適合した状態で)貯蔵する。」ことが記載されているが、原料貯蔵所の図面に、輸送容器に収納した状態で貯蔵する位置(区域)、員数が、明示されていない。どのように認可を受け、貯蔵するのか説明すること。 許可 添五-147 第イ-3図 では、粉末貯蔵設備が設置されることとなっているが、図へ建-1-6 原料貯蔵所平面図には記載されていない。安全機能一覧のNo.も不明。どのように認可を受け、貯蔵する計画か説明すること。 粉末貯蔵設備を通路に設置する場合、原料貯蔵所に設置する設備の全体像(フィニッシュイメージ)を記載した上で、粉末貯蔵設備が今回申請範囲の安全避難ルートやアクセスルート等、他の安全機能に影響しない計画であることを説明すること。	付属建物原料貯蔵所内の機器配置図を追加します。そのなかで、付属建物原料貯蔵所に設置する次回以降申請の粉末貯蔵設備(〔486〕粉末輸送容器貯蔵枠)、〔489〕シリンダ転倒装置、〔490〕天井走行クレーン、〔922〕UF6シリンダ秤量機の配置を明示します。UF6シリンダの最大貯蔵量は□本であることをシリンダ貯蔵ピットの仕様表の「その他の事業許可で求める仕様」の欄に記載するとともに、上記配置図にUF6シリンダの貯蔵位置を明示します。なお、当該粉末貯蔵設備が安全避難ルートやアクセスルートに影響しないことがわかるように図に反映することを検討いたします。
2697	1204-その他6 ●11月27日面談の補足 ひとつの建物・構築物、設備・機器の安全機能の一部を分割申請する場合、既認可の仕様表に追記し、追加申請する安全機能をアンダーライン等で識別する。(11月27日面談で確認した原則) この際、令和2年3月末までに認可を受けた(第4次申請までの)建物・構築物、設備・機器については既認可の技術基準と現在の技術基準の条項が変更されているため、追加申請する安全機能を既認可の仕様表と区別して作成し、申請することも可とする。(12月4日面談で連絡)	いただいたコメントに基づき検討いたします。

No.	コメント内容	コメント回答
2698	<p>1204-その他(建)7 ●申請書全体 シリンダ洗浄棟の溢水防護設計や原料貯蔵所の原料貯蔵設備の設置位置など、安全機能を有する施設に求められる安全機能が、他の安全機能に影響する(可能性がある)場合、設計レビューでどのような検討が行われ、設工認申請に至ったのか説明すること。</p>	<p>設工認申請書の作成に際しては、以下の3つの観点から、申請書が適切に作成されているかのチェックを実施しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業許可と整合していること ・加工施設の技術基準に適合していること ・先行申請した設工認と当該申請の設工認で設計上の不整合が生じていないこと <p>上記の観点の下、申請対象・範囲が明確に記載され、それらの位置、構造、強度(寸法、材料)、機能・性能が本文(仕様表、材料一覧、添付図等)に記載されていることを確認しております。上記のチェックについては、申請書の作成者が実施するとともに、専門家チームによるチェックも実施しております。これらのチェック結果等は、設工認情報共有会議を通じて関係者で議論、情報の共有を図り、最終的には、品質確認委員会で管理総括者による最終確認を実施したうえで、安全衛生委員会での審議後、設工認申請しております。</p> <p>設工認面談において、種々のコメントを頂いており、不十分な箇所が散見されております。PDCAを回してより一層の設工認申請書の品質向上を図っていきたく考えております。</p>
2699	<p>1204-その他8 ●秤量設備(追加確認事項) P1987 秤量設備(秤) 保安秤量器(ウラン管理1)(ウラン管理2) UF6シリンダや大型粉末容器の重量を図るロードセル式(吊り下げ型)の秤について、技術基準「第14条 安全機能を有する設備(第3項)」、「第16条 搬送設備」等に対する設計仕様が記載されていない。どのような考え方で設計仕様を決めているのか説明すること。該当しない場合、その理由を添付説明書に簡潔に記載し、説明すること。</p>	<p>秤量設備(秤) 保安秤量器(ウラン管理1)及び(ウラン管理2)は、それぞれ天井走行クレーン(転換5t)(図へ設-3)及び大型粉末容器用クレーン(1)(2)(図へ設-11、13)のラッチロック式フックに掛けて使用します。これを踏まえ、技術基準10条(閉じ込め;落下防止)、14条(安全機能を有する設備;内部飛来物防止)への適合について仕様表、添付説明書に追記します。また、16条(搬送設備;停電時保持機能)についてはクレーンによって安全機能を確保しているため、該当しないとしないと考えますのでその旨添付説明書に記載いたします。</p>
2700	<p>その他技術基準で求められる安全機能(第14条第4項 他の原子力施設との共用等)について、該当する場合、申請漏れのないよう管理すること。</p>	<p>拝承。</p>